

情報公開と個人情報保護

昨年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況などを公表します

情報公開制度の運用状況

市情報公開条例に基づき、情報公開制度の運用状況について毎年1回公表しています。昨年度の情報公開請求件数は25件でした。内訳は次のとおりです。なお、決定に対する不服申立てはありませんでした。

●請求件数と処理の内訳

市長 請求19件（うち公開3件、部分公開14件、非公開1件、取下げ1件）
教育委員会 請求5件（うち公開3件、部分公開1件、取下げ1件）
公営企業管理者 請求1件（公開1件）

なお、その他の部局への請求はありませんでした。

問い合わせは、市総務課庶務法制係（☎77・8412）まで。

個人情報保護制度の状況

市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の運用状況について毎年1回公表しています。昨年度の個人情報

報開示請求件数と個人情報保護審査会の開催状況を報告します。

●開示請求

昨年度の個人情報開示請求件数は、写しの交付による3件です。

●請求件数と処理の内訳

市長 請求2件（いずれも開示）
教育委員会 請求1件（部分開示）

なお、その他の部局への請求はありませんでした。

●個人情報保護審査会の開催

市は条例で、個人情報保護制度の適正な運用を図るため、個人情報保護審査会を設置しています。事業実施に当たって、市以外の機関などへの外部提供、外部委託や、市役所内部での目的外利用のほか、これらについての本人通知の省略や次年度以降の継続についても、必要に応じて諮問しています。

昨年度は、審査会を5回開催し、個人情報目的の外部利用や外部提供、外部委託などの13件の諮問を行いました。審査会では、個人情報の外部提供などについて、公益性や個人情報保護措置などの観点から審査しました。主な諮

問内容は次のとおりです。

水道料金担当業務 水道メーターの検針等を行う業務委託契約に個人情報保護に関する特約を加えるよう変更するもの

消防緊急通信指令システムの改修・更新業務

災害地点を迅速に特定するため、消防本部のシステム改修などを外部委託し、市保有の土地番号と空中写真のデータを使用するもの

電算システムデータ輸送保管業務

大規模な天災などによるデータの滅失等に備えるため、市の電算システムデータを遠隔地に輸送し保管するもの

問い合わせは、市総務課庶務法制係

（☎77・8412）まで。

住民基本台帳の閲覧状況

昨年度の住民基本台帳の閲覧状況を法令に基づき公表します。

①株式会社日本リサーチセンターが日本銀行情報サービス局の委託を受け、生活意識に関するアンケート調査のため、昨年6月30日、吉富町、吉原の20

歳以上の男女15人を閲覧

②社団法人新情報センターが国立精神・神経医療研究センターの委託を受け、飲酒、喫煙、薬の使用に関する調査のため、昨年8月23日、中島の15歳から64歳の男女15人を閲覧

③社団法人中央調査社が内閣府大臣官房政務広報室の委託を受け、外交に関する世論調査のため、昨年9月15日、城南町、茂庵町の20歳以上の男女15人を閲覧

④株式会社ビデオリサーチ社が福岡県の委託を受け、県民意識調査のため、昨年10月20日、東蒲池、有明町、筑紫町、起田、今古賀、明野の18歳以上の男女60人を閲覧

⑤社団法人中央調査社がNHK放送文化研究所の委託を受け、防災・エネルギー・生活に関する世論調査のため、昨年10月26日、椿原町、細工町、新町の16歳以上男女の12人を閲覧

⑥社団法人中央調査社が日本新聞協会の委託を受け、メディアの接触と評価に関する調査のため、昨年10月26日、正行の15歳から79歳の男女21

人を閲覧

⑦株式会社建設環境研究所が国土交通省九州地方整備局の委託を受け、河川環境整備事業に関する調査のため、昨年10月27日、市内の世帯主670人を閲覧

⑧社団法人中央調査社が内閣府大臣官房政府広報室の委託を受け、森林と生活に関する世論調査のため、昨年11月16日、白鳥の20歳以上の男女15人を閲覧

⑨株式会社サーベイリサーチセンターが厚生労働省健康局の委託を受け、肝炎ウイルス検査受検状況実態調査のため、昨年11月18日、片原町、西魚屋町、柳町、筑紫町の20歳から79歳の男女15人を閲覧

⑩株式会社サーベイリサーチセンターが総務省情報通信国際戦略局の委託を受け、通信利用動向調査のため、昨年12月6日、保加町、西蒲池、徳益、塩塚の20歳以上の男女172人を閲覧

⑪株式会社ビデオリサーチ社が日本たばこ産業の委託を受け、全国たばこ喫煙者率調査のため、1月6日、保加町、蟹町、材木町、本船津町、新船津町、糞屋町の20歳から89歳の男女20人を閲覧

⑫社団法人新情報センターが内閣府経済社会総合研究所の委託を受け、生活の質に関する調査のため、2月21日、蒲船津の15歳以上の男女20人を閲覧

問い合わせは、市市民課市民係（☎77・8472）まで。

選挙人名簿抄本の閲覧状況

昨年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況を、法令に基づき公表します。なお、同期間に在外選挙人名簿の抄本の閲覧はありませんでした。

①株式会社西日本リサーチセンターが県新社会推進部県民文化スポーツ課の委託を受け、県民意識調査のため、昨年5月18日、京町、本町、奥州町、上宮永町、南浜武、明野、中山を閲覧

②株式会社西日本リサーチセンターが県新社会推進部青少年課の委託を受け、県民意識調査のため、昨年6月14日、細工町、隅町、宮永町、稲荷町、吉富町、田脇、立石、皿垣開、木元、白鳥、正行を閲覧

③朝日新聞福岡本部報道センターが政治・選挙に関する世論調査のため、昨年6月15日、第3投票区を閲覧

④社団法人中央調査社が学習院大学の委託を受け、政治・選挙に関する世論調査のため、昨年9月15日、久末を閲覧

⑤一般社団法人共同通信社が政治・選挙に関する世論調査のため、昨年9月16日、第8、11投票区を閲覧

⑥株式会社西日本リサーチセンターが県福祉労働部人権・同和対策局調整課の委託を受け、県民意識調査のため、昨年10月7日、新町、下宮永町、東蒲池、六合を閲覧

住民票や戸籍の写しが不正に取得されたときは本人に通知します

市では平成23年8月から、本人や親族以外の第三者が、不正に住民票や戸籍の写しを取得したことが分かったときは、取得された人の権利や利益が損なわれないよう、本人あてに通知しています。

【通知対象の証明書】

▷住民票の写し▷住民票記載事項証明書▷戸籍の附票の写し▷戸籍全部（個人）事項証明書▷戸籍一部事項証明書▷戸籍謄（抄）本▷戸籍記載事項証明書▷届書の記載事項証明書

（抹消された住民票や戸籍の附票、除かれた戸籍なども含む）

【通知する場合】

▷住民票の写しなどを不正に取得されたことが明らかになった場合▷国または県からの通知によって、不正に取得されたことが明らかになった場合

問い合わせは、市市民課市民係（☎77・8472）まで。

市長や議員などの資産を公開

市では、平成19年12月、政治倫理を確立するため、「市政政治倫理条例」を定めました。この条例に基づき、平成20年度から市議会議員や市長、副市長、教育長の資産の状況などを公開しています。

今年度の資産等報告書は、7月2日（月）から公開します。

●場所 市役所柳川庁舎3階総務課内
●時間 閉庁日を除く午前8時30分～午後5時

●閲覧できる報告書 市長の資産等報告書、副市長の資産等報告書、教育長の資産等報告書、市議会議員の資産等報告書（いずれも配偶者分を含む）

問い合わせは、市総務課庶務法制係（☎77・8412）まで。